

2019 年
賃金確定闘争
特 集 号



経済支部ニュース第 5 号
2019 年 11 月 14 日発行
発行責任者 野地喜徳
編集責任者 大嶋英行
都庁職経済支部
TEL 03-5320-7411
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

2019 年賃金確定闘争 始業時 1 時間ストライキは中止

本年の賃金確定闘争は、10 月 30 日の福祉関連要求実現対都要請行動に続き、11 月 8 日人事給与制度改善要求実現対都要請行動、6 回にわたる総決起集会で要求実現と不当提案撤回を都側に迫りました。都側は昇給制度の見直しと夏季一時金交渉の見直しが必要という態度に固執し、都労連要求にほとんど回答を示さないまま、11 月 13 日 19 時 30 分より西川都労連委員長と副知事の最終折衝が行われました。これを受けて 22 時 30 分都労連単組代表者会議で妥結を確認し、23 時 5 分ストライキ中止が決まりました。都庁職でも 23 時 30 分拡大闘争委員会

で都労連の妥結内容について確認されました。

例月給、特別給については、人事委員会勧告どおりとなります。

確定闘争の主な妥結内容

1. 人事委員会勧告事項

[給与改定]

公民較差(47 円)と僅少のため、改定を見送り

[一時金]

年間支給月数を 0.05 月引上げ 4.65 月(再任用も 0.05 月引き上げて 2.45 月)

引き上げは勤勉手当に配分

※第 4 回都議会定例会で関係条例を議決後、できる限り速やかに支給

○実施時期：一時金 令和元年 12 月支給

2. 勤務時間の振分け割合の見直し

○本庁職場における勤務時間の振分け割合を見直し

・ 9 本の勤務時間帯(7:00 始業から 11:00 始業まで)を設定している職場の場合、公務の運営に支障がない範囲で、所属長が勤務時間を割振り

・ A 班(8:30 始業)及び B 班(9:00 始業)に振り分ける職員の割合

「最低 6 割程度」→「設定なし」

○実施時期：令和 2 年 1 月 1 日

3. 不妊症・不育症に係る休暇の整備【都労連要求】

○不妊症・不育症の各種検査、治療及び療養を病気休暇の対象に追加

○実施時期：令和 2 年 1 月 1 日

4. 一般職非常勤職員の不妊症・不育症に係る傷病欠勤の見直し【都労連要求】

○不妊症・不育症の各種検査、治療及び療養を傷病欠勤の対象に追加

○実施時期：令和 2 年 1 月 1 日

5. 会計年度任用職員の不妊症・不育症に係る傷病欠勤の見直し【都労連要求】

○不妊症・不育症の各種検査、治療及び療養を傷病欠勤の対象に追加

○実施時期：令和 2 年 4 月 1 日

6. 育児休業中等の職員に係る主任級職選考の取扱い【都労連要求】

○主任級職選考において、育児休業又は配偶者同行休業を取得している職員も、論文等の受験が可能となるよう人事委員会と調整

7. 育児休業中等の職員に係る主任級職選考の取扱い【都労連要求】

○主任級職選考において、育児休業又は配偶者同行休業を取得している職員も、論文等の受験が可能となるよう人事委員会と調整

8. 総務局支庁職員住宅へのエアコン設置検討【都労連要求】

○島しょ地域の実態を踏まえ、職員住宅の維持管理経費削減と長寿命化を図る観点から、総務局所管の支庁職員住宅への段階的なエアコン設置を検討

9. 在宅勤務型テレワークの上限日数の取扱い

○育児、介護及び妊娠中の職員並びに負傷、疾病及び障害により通勤の負担が大きい職員における在宅勤務型テレワークの上限日数の取扱いを柔軟化

・「週2日分」→「月10日分」

○実施時期：令和2年1月1日

10. 「東京都職員ライフ・ワーク・バランス推進プラン」関連【都労連要求】

○「東京都職員ライフ・ワーク・バランス推進プラン」の進捗状況や今後の方向性について、今年度労使での意見交換を実施

11. パワー・ハラスメント関連【都労連要求】

○パワー・ハラスメントの発生しない職場づくりに向けて、来年度労使での意見交換を実施

12. 夏季一時金交渉の取扱い

○令和2年度の夏季一時金交渉については、小委員会交渉で実施

不妊症・不育症に係る休暇等の整備について

○ 改正概要

不妊症・不育症の各種検査、治療及び療養（※）について、病気休暇の対象として取り扱う。

※ 不妊検査、一般不妊治療、特定不妊治療、不育症検査、不育症治療、不妊症・不育症に係る検査・治療後の療養

治療	月経周期ごとの通院日数の目安	
	女性	男性
一般不妊治療 (タイミング指導、人工授精等)	診察時間1回30分程度の通院:4日～7日 人工授精を行う場合、上記に加え 診察時間が1回2時間程度の通院:1日～	0～半日 *手術を伴う場合には1日必要
特定不妊治療 (体外受精、顕微授精等)	診察時間1日1～2時間程度の通院:4～10日 + 診察時間1回あたり半日～1日程度の通院:2日	0～1日 *手術を伴う場合には1日必要

出典:厚生労働省「仕事と不妊治療の両立支援のために」

<参考:現行の取り扱い>

子宮内膜症や子宮筋腫などの疾病・負傷に伴う治療・療養の場合のみ、病気休暇の取得が可能

○ 職員への影響

- ・ 不妊治療等を希望する職員が対象(男女ともに取得可能)
- ・ 通常の疾病・負傷と異なり、事前検査も承認可能
- ・ 有給期間は引き続き90日(有給期間経過後は無給)
- ・ 医師の証明書を示すことが必要(検査の場合、事前の提示は不要)

○ 実施時期

令和2年1月1日

○ その他

一般職非常勤職員(会計年度任用職員)の傷病欠勤(無給)については、病気休暇の例により取り扱う。

